

中原区「区の木」シンボルマーク使用承認要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市民及び川崎市内に所在する法人その他の団体が中原区「区の木」シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合における必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてシンボルマークとは、平成27年に制定されたものをいう。

(使用手続き)

第3条 シンボルマークを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、川崎市中
原区「区の木」シンボルマーク使用承認申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、シンボルマークの使用を承認し、又は不承認とするときは、川崎市中原区「
区の木」シンボルマーク使用承認・不承認通知書（第2号様式）により申請者に通知す
るものとする。

3 前項に定める使用の承認にあたっては、区長は必要な条件を付することができる。

(遵守事項)

第4条 シンボルマークを使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) シンボルマークを変形し、または、他の図形や文字と重ねて使用しない
- (2) シンボルマークの色は、原則として指定された色を使用する

(使用承認しない場合)

第5条 区長は、次の各号の一に該当するときはシンボルマークの使用を承認しないもの
とする。

- (1) 特定の個人または団体の売名に利用しようとする場合
- (2) 特定の政治活動、宗教活動及び営利活動に利用しようとする場合
- (3) 区の品位を傷つけ、またはシンボルマーク制定の趣旨の妨げとなるおそれのある場
合
- (4) 区が行う事業または区が支援等を行う事業を推進する上で支障が生ずるおそれがあ
る場合
- (5) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合
- (6) その他区長が適当でないと認める場合

(所管)

第6条 この要領の所管は中原区役所まちづくり推進部企画課とする。

(その他)

第7条 この要領に定める他必要な事項は区長が定める。

附 則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(第1号様式)

中原区「区の木」シンボルマーク使用承認申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市中原区長

申請者 所在地
団体名
代表者名
連絡先 担当：
電話：

次のとおり、中原区「区の木」シンボルマーク（区の木モモ）の使用について、申請します。

1 使用目的

2 使用方法（使用見本を添付のこと）

3 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 申請者の事業概要（継続使用の場合は省略可）

(1) 設立目的

(2) 構成者

(3) 事業概要

(第2号様式)

川中企第 号
年 月 日

中原区「区の木」シンボルマーク使用承認・不承認通知書

所在地

団体名

代表者名 様

年 月 日付けで申請のあった中原区「区の木」シンボルマークの使用
について、次のとおり（承認・不承認）します。

川崎市中原区長

1 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 使用承認の条件

3 理由（不承認の場合のみ）

（中原区役所まちづくり推進部企画課 担当）

電 話

E-mail